

社会人の方へ

専門実践教育訓練の給付金制度のご案内

授業料の一部が2年間で最大

112万円戻ってきます

教育訓練制度とは

教育訓練受講に支払った費用の一部を支給することにより、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

支給対象となる方

- ①雇用保険の被保険者（在職者）
受講開始日に、支給要件期間が3年以上ある方
- ②雇用保険の被保険者であった方（離職者）
離職日の翌日から受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方。

※その他、詳しくは住居所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

支給額

40万円 / 1年

※授業料等の50%（上限40万円）

56万円 / 1年

※資格取得をし、かつ卒業後1年以内に被保険者として雇用された場合、20%の追加支給となります。

支給対象となる学科

自動車整備学科

2年制 男・女

目指す国家資格

自動車整備士【国】



美容学科

2年制 男・女

目指す国家資格

美容師【国】



調理師学科

1年制 男・女

目指す国家資格

調理師【国】



手続きの方法

- 入学前・・・原則として、受講開始日の1ヶ月前までに、ジョブカード等所定の手続きをします。
- 在学中・・・受講開始日から6ヵ月ごとの期間の末日の翌日から1ヶ月以内に支給申請をします。
- 卒業後・・・受講修了後は、受講修了日の翌日から1ヶ月以内に支給申請をします。
- 就職後・・・雇用された日の翌日から1ヶ月以内に支給申請をします。

※その他、詳しくは住居所を管轄するハローワークにお問い合わせください。